

平成30年12月17日（月）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第187回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○森田林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は、委員20名中、11名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、田中里沙委員、土屋委員におかれましては、おくれて御到着されるとの御連絡をいただいております。

それでは、鮫島会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○鮫島会長 本日は、もう師走ということで、今年も残り少なくなってきましたが、皆様大変御多用のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、まず初めに、牧元林野庁長官から御挨拶をお願いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○牧元林野庁長官 林野庁長官、牧元でございます。林政審委員の先生方におかれましては、年末の大変お忙しいところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本当に大分押し迫ってまいりまして、予算の関係も、実は本日が31年度予算編成大臣折衝というようなことでございます。委員の先生方から、いろいろ御指摘をいただきました政策につきまして、予算においてもしっかり裏打ちができるように、今、最終的な詰めを行っているというところでございます。

さて、本日の審議会でございますけれども、議題につきましては、国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について、それから新たな森林管理システムを円滑に進めるための国有林からの木材供給対策についてということで、いずれも国有林を中心にした話題について御審議をいただくところでございます。

1つ目の国有林野の管理経営に関する基本計画でございますけれども、これにつきましては、本審議会におきましても既に2回にわたりまして御議論いただいたところでございまして、パブリックコメントもかけさせていただいたところでございます。本日は、このパブリックコメントの結果を踏まえました最終案につきまして、農林水産大臣からの諮問を行わせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、2つ目の議題のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては、9月の本審議会におきまして、施策部会におきまして集中的に御議論いただくということで御了解をい

ただいたところでございます。これまで2回にわたりまして、施策部会におきまして御議論いただいているというところでございます。本日は、この結果を踏まえまして、現在の検討状況について御説明をさせていただくということでございます。

委員の先生方には、これまでもいろいろ林業の成長産業化等々につきまして、大変いろいろな角度からの御議論をいただいているところでございます。本日につきましても、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、今御紹介があったとおり、本日は国有林に関する議事、非常に重要な議事が2題ございます。

それでは、まず議事の1、国有林野の管理経営に関する基本計画の策定についてでございます。

この件については、10月15日に開催された前回の審議会において、基本計画の素案について審議を行い、その後、パブリックコメントの募集が行われておりました。

本日は、以上を踏まえて、基本計画の策定について農林水産大臣から諮問を受け、審議を行った後、答申までを行うことにしたいと考えております。

それでは、農林水産大臣からの諮問文を林野庁長官に代読していただきたいと存じます。

○牧元林野庁長官 林政審議会会長 鮫島正浩殿。

農林水産大臣 吉川貴盛。

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画を別添のとおり定めるに当たり、同法第5条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

○鮫島会長 謹んで審議させていただきます。

（牧元林野庁長官から鮫島会長へ諮問文を手交）

○鮫島会長 それでは、本件に関しまして、事務局からパブリックコメントの募集に対し、提出があった御意見の要旨と基本計画案につきまして御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○吉村経営企画課長 おはようございます。経営企画課長の吉村でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

パブリックコメントの概要について説明をさせていただきますが、その前に、これまでの議論を簡単に振り返りさせていただければと思います。

皆様におかれましては、資料1-1をお開きください。

これまでの策定の経過を簡単にまとめてございます。

まず9月13日に、私どものほうから計画の検討の方向性をお示いたしました。これに対して、委員の皆様方から、持続可能な開発目標（SDGs）に関してしっかり記述すべき、あるいは民有林における技術導入の先鞭をつけるべきといった御意見を頂戴いたしました。

これら御意見を反映させていただいて、会長からもお話があったとおり、10月15日に素案をお諮りいたしました。この素案に対しても皆様から活発な御議論をいただきまして、例えば災害対策について、平成30年に起こった大きな災害についてもしっかりと記載をすべきといった御意見、あるいは情報の受発信のところで「双方向」というと1対1というやりとりの印象を受けるので表現を工夫すべき、さらには木材について、新しい分野での需要拡大にしっかりと取り組む姿勢を記載すべきといった御意見、さらには国有林における市町村支援等に力を入れていくということもしっかりと記載すべきと、こういった御意見を頂戴したところでございます。

これらの御意見をさらに反映をいたしまして、10月26日から1カ月間、パブリックコメントを実施させていただきました。御意見は12の主体からいただきました。個人が10、団体・法人が2でございます。意見の総数は28になります。本日は、このパブリックコメントでいただきました御意見も踏まえた形で、新たな計画案ということで先ほど諮問をさせていただいたところでございます。

本日、御答申をいただきました場合、新たな管理経営基本計画を年内に決定し、公表させていただければというふうに考えております。

それでは、中身のほうに入らせていただきます。資料1-2をお開きください。

パブリックコメントについてであります。

まず、この1ページは、パブリックコメントでいただいた28の御意見について、その処理の区分ごとに御意見の数と、それからいただいた御意見の例を御紹介しているものでございます。このページの大きな1番、2番は先ほど触れましたので省略させていただきます、3番の処理状況のところをごらんください。

まず1番目、要旨を取り入れているものということで、これが半数の14件ございます。この趣旨は、いただいた御意見が既にこの新たな基本計画の案の中に盛り込まれているもの、あるいは他の制度、取組の中において既に盛り込まれているものを、この1番として整理をさせていただきます。

代表例として、1ポツ目、伐採後の再生林は不可欠であると。したがって、具体的な更新手段を明らかにすべきといった御意見。2ポツ目でございますが、民有林、国有林の関係者が一体となって技術面から市町村をしっかりと支援することが必要。森林管理署は市町村の相談相手になるようにといった御意見をいただいております。

次の2番、要旨を一部取り入れているものであります。これについては、御意見の趣旨が基本計画の中には盛り込まれておりますが、ただ、全てがそれで満たされているわけではないものということで、例で御紹介いたします。

いただいた御意見は、レク森の美しの森について、さらに追加選定をするようにと。こうした箇所について、情報発信や環境整備を進めていただきたいというものでございます。私どもといたしましては、この基本計画の中においても、この美しの森の情報発信、環境整備をしっかりと進めていくという旨は記載をさせていただいておりますが、追加選定については、まずは今ある93カ所の磨き上げをしっかりとさせていただく中で、今後のあり方について検討させていただこうということで、要旨の一部という整理にさせていただきました。

大きな3の修正をするものであります。これについては、主として用語の適正化についての御意見でございまして、1ポツ目、2ポツ目、それぞれ正式な名称を採用すべきであるという御意見をいただいております。これについては御意見のとおり修正をさせていただきます。

4番、その他、今後の検討課題等についてでございますが、これはこの基本計画の枠外で取り組むべき事項、あるいは今後さらに検討させていただきたい事項、あるいは御質問等がこの中に分類されます。

代表例として掲げておりますのが、国有林の木材の供給に関して、長期複数年にわたる請負生産の発注及び立木販売を実施していただきたいといった御意見でございまして、これについては後ほどの時間で説明させていただく新たな国有林の木材供給対策につながる話でございまして、これについては別途、法律案の国会への提出に向けて、基本計画の枠外で取り組ませていただくということで、この4番に整理をさせていただきました。

では、以降、各論に入らせていただきます。2ページ以降です。

ここからは、新たな基本計画の大きな柱立てに沿っていただいた御意見と、その御意見を踏

まえた対応の方向性について整理をしております。

まず「はじめに」についてであります。1番目、和暦と西暦とどちらかに統一すべきであるという御意見をいただきました。これについては、基本的には森林・林業基本計画とも整合させて、原則、和暦とさせていただきますが、国際協定等、西暦の表記が一般的なものについては西暦を、併用させていただきたいということにしたいと思っております。

「国民の森林（もり）」、これは仮名遣いの問題でございまして、森林と書いて「もり」と読んでいただくようにいたします。今後は、ルビをしっかりと振っていきたいと思っております。

なお、森林整備を推進していくとか、森林の機能区分に応じて施業のあり方をさまざま検討していくわけでございますけれども、そうした、ややかたい場面においては森林とそのまま読んでいただいて、国民の皆様との触れ合いに関する部分については「もり」という読みで整理をさせていただければと思っております。

次に、基本計画の大きな1番、管理経営に関する基本方針のところであります。水源地である森林を守るべきという御意見については、この基本計画の中で個々の国有林野を重視すべき機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、公益林として適切に施業するという趣旨を反映させていただいております。

それから、森林管理は公的に行われるべきと、これについても、当然ながら国の責任のもとで適切に管理経営を推進してまいります。

次に、3ページでございます。

大きな1番の（1）のアであります。一番上の御意見は、伐採後の再造林は不可欠であると。確実な更新に向けて、具体の更新手段を明らかにすべき。目標林型別にその方法を明らかにすべきという御意見です。これについては、基本計画の中において、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図るという旨、記載をさせていただきます。なお、具体の更新手段、目標林型別の更新方法については、地域ごとの森林計画において明らかにしているところでございます。

次に、伐って植えて育てる林業という御意見についても、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図るという旨、記載をさせていただいているところでございます。

その次は、北海道胆振東部地震に関しては、正式名称に修正させていただきます。

一番下の段、山地災害の関係ですけれども、流木対策も含めた事前の治山対策をしっかりと

いう御意見でございます。これについても、被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立って、治山事業を計画的に推進するという趣旨を記載させていただいているところでございます。

続いて、4ページ、一番上、林道等の路網整備を進めることという御意見でございます。これについても、林道及び森林作業道について、適切に組み合わせた整備を推進する旨、記載させていただいているところです。

次の段は、大変申しわけありません。該当箇所のところ、(1) 公益重視の管理経営の一層の推進と書いておりますが、これは誤植でございまして、大変申しわけありませんでした。

(2) の「森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献」というタイトルが正しいものでございます。大変申しわけありませんでした。

これに関して、御意見としては、林業全般の技術革新が喫緊の課題であると、先導的な役割をしっかりと果たすように、関係機関としっかりと連携をして課題解決に取り組む必要がある、森林管理局が中心的な役割を果たすようにといった御意見をいただいております。これに関しても、林業経営への普及を念頭に、低コスト化等に資する技術開発を産学官連携のもとで一層推進していくという旨、記載をさせていただいているところでございます。

一番下の段でございます。技術力を有する事業体を育成するようという御意見でございます。これに対しても、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む旨、記載をさせていただいているところです。

続いて、5ページをごらんください。

大きな1番の(2)のウ、民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進の部分でございます。御意見としては、これは御質問でございます。協調出荷等とはという御質問についてでございますけれども、これは民有林関係者と土場とを共有しながら、協調出荷する体制を整えることによって、材のロットを大きくして販路拡大を行うといったことを想定しているということがお答えでございます。

一番下の段、今度はエの森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士等による技術支援についてであります。御意見としては、森林環境税の導入もあり、市町村の役割が大きくなってくると。民有林と国有林の関係者が一体となって、技術面から市町村を支援することが重要であると。森林管理署はよく相談相手になるようにといった御意見でございます。これに対しては、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取り扱い手法の普及など、引き続き都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む旨、記載

をさせていただいているところです。

続いて、6ページをごらんください。

大きな1番の(3)国民の森林(もり)としての管理経営、国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信のところでは、これに対して、森のよき理解者、応援者を育てるため、さまざまな取組を行うべきといった御意見をいただいております。この点に関しても、国民に対して森林・林業に関する情報提供、普及・啓発に努めていくこと。それから、一般から公募する国有林モニター制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の御意見を聞くこと。さらに、対話型の取組を進め、幅広い理解と支援を得るように努めていくという旨、記載をさせていただいているところです。

ただ、いただいた御意見のように、7つの森林管理局を回るツアーなどについては、これはどのように工夫ができるのかということは、また別途検討させていただければということで、処理結果は要旨を一部取り入れているということで2番にさせていただきました。

次の段です。

森林環境教育の推進についてであります。地域のインストラクターを活用するなど、森林環境教育の機会を提供するよという御意見でございまして、これについても、インストラクター等、多様な主体と連携しながら森林環境教育の推進を図るという旨、記載をさせていただいているところです。

一番下、国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項、(1)林産物等の供給のところがあります。民有林材の供給と協調し、地域の安定供給体制の構築に資するよに行うべきではないかといった御意見、これに対しては、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえたより広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努めていくという旨、記載させていただいているところです。

続いて、7ページをごらんください。

御意見といたしまして、民有林管理への貢献等に取り組む需要者とは誰を想定し、その貢献の内容をどのように確認するのか。これは御質問でございます。従来から、システム販売において、価格以外の項目を総合的に評価してございまして、その際に、民有林の森林経営計画の作成等を民有林管理に貢献している事業者の方を加点評価させていただいております。そうした面で、今回記述を追加させていただきました。その確認については、事業の申請をいただく際に、森林経営計画等の実績を提出いただくということをもって確認をしております。

続いて、2番目の段です。

(2)の国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献のところでございます。林業事業体の安定的な経営、事業量の確保のための長期複数年にわたる請負生産の発注及び立木販売を実施するようという御意見。これは1ページのところでも御説明をいたしました。新たな国有林からの木材供給対策として、別途、法律案の整備ということで対応させていただければと考えております。

次に、大きな4番の国有林野の活用に関する基本的な事項、(2)公衆の保健のための活用の推進であります。上の御意見が、主にレク森等が念頭におありなのかと思いますが、看板等の設置に当たって、景観に考慮すべきであるという御意見についてでございます。この御意見についても、当然ながら自然環境の保全に十分配慮して過度の整備を回避するとともに、利用者のニーズに応じて箇所を設置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

一番下の段です。自然休養林などのレクリエーションの森を「日本美しい森 お薦め国有林」に追加選定するように、それから情報発信、環境整備を進めていただきたいということで、これについても冒頭御紹介した御意見でございます。「日本美しい森 お薦め国有林」については、しっかりと環境整備を進めてまいります。他方で、追加選定のところについては、まずは今指定している93カ所をしっかりと磨き上げを進めていながら、今後の対応を検討させていただければと考えております。

続いて、8ページをごらんください。

大きな6番、国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項の(2)のア、計画的かつ効率的な事業実行ということで、御意見といたしましては、地ごしらえ、植えつけ等の同時発注に努めていただきたいということで、既にそのような発注に努めているところでございまして、基本計画においても引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図るということを記載させていただいております。

次の御意見、大きな7番、その他国有林の管理経営に関し必要な事項、(1)人材の育成であります。御意見といたしましては、国民共有の財産である国有林を維持していくためには、専門の技術を持つ職員が必要であるという御意見でございます。これに対しても、本計画の中においても、技術者としての専門的な知識と能力、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林総合監理士等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うという旨、記載をしているところでございます。

続きまして、大きな7番の(3)番、東日本大震災の関係でございます。最初の御意見は、用語の問題でございますので、これは御指摘のとおり修正させていただきます。

次に、山の山菜を楽しめるように森林の除染をしていただきたいという御意見でございます。森林の除染については、当然進めてまいります。関係機関と連携した除染の実施、あるいは放射性物質の分布状況の調査に取り組むこととさせていただいておりますが、基本的に、私どもは地域の自治体から御要望を受けて、基本は人家等の周辺20メートルの範囲での除染を推進していくということにしているところでございます。

他方で、この御意見をいただいた方は、山菜の採取ということですので、恐らく山の奥地のほうまで念頭に置いておられるかと思いますが、現時点で、そのような地域について除染をするという予定はございません。そういう意味で4番ということで整理をさせていただきました。くれぐれも安全が確認された地域で山菜を採取いただけるように、お願いをしたいと思います。

それから、最後に9ページでございます。

同じく東日本大震災の関係であります。上の御意見は、用語の中で「分布状況」とさせていただいているところを「汚染の分布状況」というふうに修正すべきであるという御意見でございます。あるいは、その次のもう一件も、「放射性物質汚染対策」と修正すべきであるという御意見ですが、上の御意見については、放射性物質濃度や地域の入り込み者が多い国有林野における空間線量率の測定等を行うことをお示ししているのです、原案のままさせていただければと思います。また、後段のほうも、森林内の放射性物質が森林外に流出することを抑制する取組を一体的に行うということから、原案のとおりとさせていただければと思います。

最後に、その他でございます。上の御意見が、森と林を合わせて「もり」と読ませることに違和感という御意見をいただいておりますが、先ほども触れましたが、国民の森林に対する親しみを持っていただきたいという観点で、国民の皆様と連携して何かをする場合、あるいは国民の皆様が国有林の中で積極的に活動いただくような場合については、森林と書いて「もり」と読ませていただければと思っております。なお、今後、必ずルビを振るように、誤解を与えないように努めてまいります。

最後の御意見です。森林環境税についてであります。国有林野事業や国土の7割を占める森林の維持に活用すべきという御意見をいただいております。森林環境税、森林環境譲与税については、国有林は対象にはなりません、市町村が実施する森林整備等の財源に充てられます。国有林については、国が責任を持って管理経営をしていくということで、我が国全体の森林整備の推進に資するものと考えているところでございます。

以上、パブリックコメントでいただいた御意見と、それを踏まえた対応の考え方について御説明をさせていただきました。

最後に、ほんの少しだけお時間をいただきまして、資料1－3をごらんください。

今ほど御紹介いたしましたパブリックコメントを踏まえた修正を盛り込んだ新たな基本計画の案と現行計画を対比した新旧対照表でございます。

表紙に注書きがございますが、本文の網かけの部分は、公告・縦覧により提出された意見を踏まえて修正した箇所でございます。実は、それ以外にも、あくまでも中身に触れない範囲で技術的に用語の適正化の観点から修正をさせていただいた箇所もございますので、そうしたところは点線で下線を引いてお示しをしております。実線での下線部分については、現行計画から変わったところということで整理をさせていただきますので、後ほど御参照いただければと思います。前回、素案をお示しした際に、委員の皆様からいただいた御意見の反映箇所だけ御紹介をさせていただきます。

8ページをごらんいただけますでしょうか。

災害、治山のところです。ここについては、丸川委員が平成30年に起きた他の災害についてももしっかり記載すべきであるという御指摘をいただきましたので、上から2行目から5行目のところで反映をさせていただいております。

それから、ページが飛んで恐縮でございますが、14ページをごらんください。

土屋先生から、市町村支援をしっかりとという御意見をいただいております。これについても、森林・林業技術者の育成と森林総合監理士等による技術支援のところで、「森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む」という記載をさせていただいているところです。

続いて、15ページでございます。

田中里沙委員からいただきました「双方向」という言葉について工夫をするようにといった御意見を頂戴した箇所でございます。タイトル自体を「国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信」ということで改めさせていただきまして、本文についても、下から4行目でございますが、従来「双方向の」としていたところを「多様な方法を用いて」ということで改めさせていただいております。

それから、21ページをごらんいただければと思います。

船曳委員のほうから、木材について新しい分野での需要拡大に取り組む姿勢を明確にという御意見を頂戴したところでございます。下から2パラ目のところで、「また、」以降のところでございますけれども、この中で「国産材の利用が低位な分野での新たな需要開拓やニーズ

に応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努める」という記載をさせていただいているところでございます。

最後に、26ページでございます。

大きな7番の(1)人材の育成のところ、土屋先生からいただきました市町村支援のところについては、この中でも市町村支援につながる記載をさせていただいておりますし、27ページにおいても、冒頭部分、民有林への指導、サポートをしっかりと行っていく旨、記載をさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ただいま議事1に関しまして、資料1-1、それから1-2、そして1-3というのを御説明いただきました。

それから、本事案につきましては、あと資料1-4、これはもうこの基本計画の案そのものでございます。それから、資料1-5というのは、その位置づけとポイントを示したものであるということでございます。

以上を踏まえて、これから国有林野の管理経営に関する基本計画の案につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、まずその前に資料1-1にございますように、この案につきましては、既に9月13日、それから10月15日開催の林政審議会で委員の皆様には御意見をいただいた上、さらに10月26日から11月26日までパブリックコメントを受けたということで、その上で諮問を受けて、さらに本日中に答申をすると、そういうことを前提の上、御質問あるいは御意見をいただきたいと思います。

それで、資料1-2で、これはパブコメへの対応ということなのですが、その中で、これは4つに対応として分類しているということで、このうち処理の結果2に対応するものが文面に反映されているということであるかと思えます。

それから、4ページのところで、これは上から2番目の括弧のところですね、ここは誤植ということで、これは最後の括弧のところと同じですね。2番目のところが「国有林野の管理経営に関する基本方針」の中の(2)で「森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献」のAですね、林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及、それに対応するものということですね。そこを確認いただきたいと思います。

それでは、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。かなり、もう議論をしてきたということでもあるのですが、これは基本計画ということなのですが、実は今日の議事の2番というのが、この基本計画に沿って、これから実は法案化して進めなきゃいけないので、具体的に書き込むわけにはいかないのですが、これからやろうとする事の趣旨が、やはりここから読み取れるということも大事かと思うのですが、恐らくそれについても今回訂正された今回の基本計画の中には盛り込まれているかと思えます。

どうぞ。

○土屋委員 質問ではなくて意見というか……質問なのかな。

内容ではなくて、初めの目次というのが、例えば1-4の一番初めにありますね。それから、ほかのところでもあるのですが、その1番で国有林野の管理経営に関する基本方針、その(2)番というのが、森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献となっています。

これは、私のような人間だと、流域管理システムというのは存じ上げているんですが、ただ、恐らくこれは1991年、平成の一番初めのころの施策で、今もそれが例えば森林計画とかに生きているのはわかっているのですが、これは今でも残すべきものなのか。つまり、これは今、削れとかいうのではないのですけれども、今後もこれはやっぱり基本として残すべきものなのでしょうかという、ちょっと……。

○鮫島会長 流域というものに対する考え方ということですか。

○土屋委員 もしくは、流域は流域でいいのですが、流域管理システムとなると、実はもともととは、かなり政策と一体となったものだと思うのですけれども、それは大分変わっていると思うんですね。なので、これは残すべきなのかというのを確認したいだけです。

○鮫島会長 御意見として、ではお答えいただきたいと思えます。

○吉村経営企画課長 ありがとうございます。

本文の新旧対照表の11ページのところに細かく記載をさせていただいているところがございますけれども、引き続き、やはり私どもは流域を単位として、さまざまな計画を立て、そして都道府県、市町村等、さまざまな関係者の方々と連携しながら施策を推進していくと。その中で、国有林もしっかりと民有林の動きを下支えしていくということが重要であるという判断のもとで、引き続きこの考えを残させていただきたいというふうにしているところがございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

私も流域に対する考え方というのは、ずっといろいろな思いで見ているはきております。

それでは、私がちょっとぼそっとつぶやいたことですが、新旧対照表の21ページのところにアンダーラインを付して4行ほど書いてあるところ、これは実はこれから進めようということにも相当関係する記載かなというふうには思っております。

あと、もう一つ、私からの質問ですけれども、今ポーランドでパリ協定に関してのルール、それから2020年以降のことも非常に進められたわけですけれども、そういうことに対する対応というの、今回の基本計画のどこかを読むとちゃんとそれに推進、貢献できるような記載というのはございますでしょうか。

○吉村経営企画課長 この基本計画については、大枠でパリ協定を踏まえた対応ということで全体を構成させていただいているところがございます、今回そのルールづくりについて一定の進展が見られたということがございますけれども、そういったことも、この5年間の計画の中でしっかりと推進し得るものになっているのではないかとこのように考えているところでございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

大分もう議論をさせていただいておりますので、それから委員の方々の御意見も相当に盛り込まれているのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

もし、ございませんでしたら、それでは、このあたりで林政審議会としての取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、農林水産大臣から諮問のありました国有林野の管理経営に関する基本計画の案につきまして、適当であるという旨の答申を行いたいと思いますが、今、答申文の案を配らせていただいているかと思っておりますので、これをまず御確認いただきたいと思っております。

(答申文(案)配付)

○鮫島会長 御確認いただけましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、配付いただきました答申文のとおりで答申をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特に異議はないということで、このように答申をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議事の(2)に進めさせていただきたいと思っております。

議事の（２）の新たな森林管理システムを円滑に進めるための国有林からの木材供給対策については、９月の林政審議会にて、施策部会において集中的に御意見をいただき、その結果を林政審議会本審に報告することとさせていただいております。

その後、施策部会は11月に２回開催されており、私も２回とも傍聴させていただいておりますが、大変貴重な意見を多数いただいております。

それでは、施策部会における御議論の経過や御意見について、土屋施策部会長から御報告をいただきたいと思っておりますが、理解を深めるためには、先に事務局から新たな森林管理システムを円滑に進めるための木材供給対策について、その制度の検討状況などをまず御説明をいただいて、その後に土屋施策部会長から御報告をいただきたいと思います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○吉村経営企画課長 引き続きまして、経営企画課長、吉村でございます。

まず、先ほどは管理経営基本計画に対しまして、御答申をいただきまして、まことにありがとうございました。今後、委員の皆様からいただいたさまざまな御意見をしっかりと踏まえて、国有林野事業を推進させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、国有林からの木材供給対策について説明をさせていただきます。

まず資料２－１をお開きください。

まず、この場では、これまで私どもから施策部会において説明をさせていただいた内容を改めて説明をさせていただきます。

最初に、この対策の大きな趣旨でございますけれども、表紙にもありますとおり、先般成立いたしました森林経営管理法における新たな森林管理システムを円滑に進めていくということにあります。より具体的に申し上げますと、地域で活躍いただいている森林組合、素材生産業者、自伐林家等、こういった意欲と能力のある林業経営者の方々に対して、国有林を使って育成をしていこうと。それを通じて、こうした経営者の方々が民有林でしっかりと活躍いただくと、それが民有林の利用価格に還元されるなど林業の成長産業化につながっていくと、そういったことを期待して行うものでございます。

では、資料の中身に入らせていただきます。

１ページでございます。

もう国有林野事業のこの現状については、皆様、先刻御案内のことかと思っております。ごく簡潔にお話をさせていただきます。左側の日本地図の濃い緑の部分が国有林でございまして、この立地の特性から重要な公益的機能の発揮が求められているところでございます。

右側に国有林、公有林、私有林、それぞれの人工林と天然林の面積別内訳をお示ししております。我が国の全体で見ると、人工林の割合が4割で1,000万ヘクタールございますけれども、国有林はその立地の特性上、人工林率3割、面積にして232万ヘクタールです。しかしながら、国有林においても年々資源が充実をしてきておりまして、こうした人工林資源について、もちろん立地条件等に応じてということでありまして、循環利用をしっかりと進めていくながら、民有林の木材の安定供給対策に貢献をしていくということが求められていると考えているところです。

続いて、2ページをごらんください。

国有林野事業の代表的な取組事例をお示ししておりますが、私どもは、まず公益重視の管理経営、林産物の持続的かつ計画的供給、地域の産業振興、こうした大きな3つの役割をしっかりと果たしていくべく取組を進めているところです。

左手上側ですけれども、公益的機能の発揮という観点から生物多様性の保全は非常に重要でございます。保護林、緑の回廊等の設定により、しっかりとした保全管理を進めていくと。それから、野生鳥獣対策、外来種対策も取り組んでいるところでございます。ここにはございませんが、治山対策等についても、当然ながらしっかりと進めていくところでございます。

左側の下のほうに「民有林と連携した森林整備等の推進」とございますけれども、国有林と民有林が隣接をしているような箇所においては、共同施業団地の設定をいたしまして、路網とか、あるいは中間土場とかをお互いに共同で使っていくと。こうしたことによって、計画的な森林の整備、協調出荷により事業の効率化、ひいては民有林の集約化、山元立木価格の向上と、こうしたことにお手伝いをしているところでございます。

右側でございます。今日御説明する本題に密接にかかわる部分でございますけれども、林産物の安定供給ということで、国有林は現在、国産材の2割を供給しておりまして、引き続き安定的・効率的な供給体制を構築してまいります。

こうした中で、参考のところに「今後の林産物の供給見通し」とございます。平成28年に策定いたしました森林・林業基本計画において、平成37年の国産材の供給量4,000万立方メートルに増加させていこうと。平成29年度現在は2,900万立方メートルです、にまで増加させていくという目標を掲げております。国有林においても、この目標がしっかりと達成されるように、現在のこの2割程度の割合で絶対量は増えていきますが、しっかりと民有林を下支えしていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、3ページをごらんください。

では、木材の需給の関係でございます。

まず国産材の利用量の現状ということで、近年、木材の自給率が上昇を続けておりまして、直近では平成29年に36.1%にまで回復をいたしました。右側の棒グラフをごらんいただくと、平成14年から5年おきの国産材の用途別の内訳をお示ししております。青の部分、ベースになる製材用材のところですが、ここもかつてと比べて増大、増加をしてきているところがございますし、あと合板用材は、技術開発の進展に伴い伸びてきているという状況で、平成29年は先ほど申し上げたとおり、2,900万立方メートルに達しております。

これを平成37年の目標値4,000万立方メートルの達成に向けて、ここがございますように製材用材、現状の1,263万から1,800万にと、それから合板を見ていただくと、現状399万を600万ということで、主にこの2つにしっかりと力を入れて国産材の供給量を増大させていきたいというふうに考えているところでございます。

4ページをごらんください。

ここで具体論を説明させていただきます。

需要を増やしていくと、そのためには今なお需要側からは、国産材についてはなかなか希望する材の供給が不安定なので使いにくいといった御指摘もいただいております。こうした問題をしっかりと解決をしていくということが重要かと思っております。例えば低層住宅において、外材から国産材への切りかえというのを進めていくと。これによって需要拡大の可能性が出てまいりますし、非住宅の部分、あるいは中高層の部分についても、経済界等の御協力を絵ながら、さらなる需要拡大に取り組んでいくということが重要かと思っております。

左側に建築物における木材の使われ方をあらわした模式図がございます。左側が住宅で右側が非住宅です。

まず住宅部分の低層の部分を見ていただくと、木材は相当使われているわけでありまして、これは約半分が外材なわけでありまして、ここをいかに国産材に置きかえていくのかということが一つ大きな課題です。それから、非住宅の部分、あるいは中高層部分、こういったところについても極力木材が使われていくように、国産材が使われていくように取り組んでいくということが課題になっております。

赤い矢印の下に枠囲いがございますけれども、こうした中で、国産材の需要拡大に対応していくためには、需要に応じた素材生産が可能となるような需給情報、これを関係者が共有して効率的なサプライチェーンをつくっていくということが一つ大きな政策課題であろうかと考えているところでございます。

右側に新規の需要拡大のイメージ、それぞれ用途別にお示しをしております。中でも建築用材、製材・合板でありますけれども、これを現状よりも700万立米増やす、こうしたところを機軸として現状の2,900万立方メートル、これを4,000万立方メートルに増やしていく、1,100万立方メートルの需要を拡大していくということが大きな課題になっているところでございます。

続いて、5ページをごらんください。

今まで見てきたこういう情勢を踏まえまして、今後、我々がなすべきことを体系化したものがこの資料でございます。左側に縦の軸がございますけれども、やはりマーケットインの発想というのが重要でございますので、上側に川中・川下の事業者、それから真ん中に川上の林業経営者、一番下にフィールドを記載しております。

まず川中・川下と、それから川上の間の課題についてでありますけれども、まずやはりマーケットインの考え方に基づく長期的な取引関係が構築されていないという問題があります。それから、川中・川下の方々が求める需要に対して川上が安定的に供給できていないと、こうした問題もございまして、さらには川上から川下まで連携して新規事業、木材の国産材の需要拡大に取り組むための有利な資金がないといった課題もございまして。

これに対応していくためにということで、右側の対応の方向です。川上から川下までが長期的な取引関係を確立することに対して、インセンティブを高めていく必要があると。2ポツ目、川下のさまざまな事業者の方々の二次利用者をしっかりと政策の対象にしていく必要があるのではないかと。さらには、3ポツ目、下線部分ですけれども、国産材の新規活用対策に対して、資金供給を円滑化していくことが必要ではないかという方向性をお示ししております。

次に、今度は川上側の課題であります。1番目、川上の事業者の方々が、なかなか機会とか人材に投資し切れていないということがございます。それから、川上の事業者の方々が事業量、事業を安定的に確保することがなかなかできていないと、こうした問題がございまして。

これに対応するためにということで、まず1ポツ目、先般、私有林については新たな森林管理システムが構築されました。これによって、意欲と能力のある経営者の方々にどんどん事業が集中、集積していくこととなります。2ポツ目、これをさらに補完をしていくという観点から、意欲と能力のある事業者の方々が国有林の従来の入札制度に加えて、長期・安定的に木材を供給していくことができるような、そうした仕組みを導入していくことが必要ではないかと。3ポツ目ですけれども、これは留意事項として、その際、民有林からの供給を圧迫しないような仕組みをつくっていくことが重要ではないかと、こうした対応の方向性を考えているところ

でございます。

次に、6ページをごらんください。

こうした中で、先ほど申し上げたように、意欲と能力のある方々に国有林を使って、さらに体力を増強していただくと、そのための対策として現在検討しているイメージが、この資料になります。

まず左側、国有林の現行の伐採に関するイメージを絵であらわしております。今、毎年毎年国が伐採する区域、伐区と呼んでおりますけれども、伐区を指定して、それを入札にかけていると。例えば今年1年目、伐区Aを入札にかけたところ、A社さんが落札されましたと。2年目、来年伐区Bを入札にかけたところ、B社が落札されるかもわからない、そういうことです。これは、いわば当たり前の現象ではあるわけですがけれども、事業者さんの立場に立ってみると、今年は事業がちゃんと確保できたけれども、来年以降やってみないとわからない、そういう状況にあるわけでありまして、いま一つ思い切って機械とか人材への投資ができない、二の足を踏んでしまう、こういう状況にあるわけです。

そこに、下に参考として今後の木材供給量の推移のイメージとしてお示しをしておりますけれども、国産材全体もそうですし、それを下支えする意味で、国有林からも木材供給量は増やしてまいります。先ほどの基本計画の目標もでございます。こうした目標をしっかりと達成していくために、国有林からも木材の供給量を増やしてまいります。これは、とりもなおさず事業が増えていくということになります。

そこで、右側の新たなスキームでございますけれども、今後増えていく事業の中で、従来は個別個別に毎年毎年入札にかけていたものを、今後は伐採する区域、伐区をある程度一まとめにして、そうした一定の区域において、意欲と能力のある林業経営者の方々が立木を一定期間安定的に伐採していただけるような、そういう仕組みも現在の仕組みに加えて導入していけばどうかと。具体的には、これは立木を一定期間、安定的に伐採していただけるような権利を与えていくことができないかということを考えております。

そうしたスキームを設けるに当たっては、右下のほうに枠囲いがございますけれども、区域指定をどうするのかとか、あるいは権利の中身をどうするのか、さまざまな論点がございます。そのさまざまな論点について、次ページ以降、個別に説明をさせていただきます。

まず7ページです。

区域設定の考え方。どういった森林を対象にしていくのかということでございますけれども、まず森林の条件といたしまして、スギ、ヒノキ、カラマツなど一般的に流通している樹種の人

人工林であることと。それから森林の状態が良好で、奥山ではないこと。それから、そうした人工林がある程度まとまっていること、いわば条件のいい山でということでもあります。

それから、2番目が経済的社会的条件ということでございまして、国産材供給量の増大へのニーズが地域でちゃんとあるということで、民有林と連携して林業・木材産業の振興を図ることが可能であること。それから、権利の期間、これは後で出てまいります、に対応にした資源量を確保するための十分な面積があることということが必要かと思えます。

それで、(3)番の区域面積であります。やはり主役であります森林組合、素材生産業者、自伐林家等の地域の林業経営者の方々が対応できる規模ということで、一つの区域において数百ヘクタール、年間数千立方メートルの素材生産量が可能な面積ということ想定しております。ただし、その地域において、安定的に木材の需要拡大が長期にわたって見込まれる場合には、より大規模なものも設定していくということを検討しているところです。

続いて、8ページでございます。

権利の考え方ということで、大きな1番、権利期間の考え方です。これも、やはり地域の意欲と能力のある経営者の方々の実態を踏まえて、基本的には10年程度をベースに設定をしていくのかなということです。ただし、先ほども触れましたが、より大規模なものについても、当然設定をしていくことは可能としていくわけございまして、区域面積に応じて長期の期間を設定してまいります。まず、その場合であっても、一般的な人工林の造林から伐採までの1周期である50年というのを上限にしていきたいということです。あくまでも基本は地域の林業者の方々が通常対応し得る規模ということで、10年間程度を基本に据えていきたいということでございます。

それから、大きな2番の権利の内容についてでありますけれども、こちらについても、こうした事業者の方々が見通しを持ってしっかりと事業を実施し、それによって必要な機械投資、あるいは人材育成に取り組めるように安定した権利としていきたいということで、物権的権利として位置づけていきたいというふうに考えております。

この物権的権利の中身については、後ほど土屋先生から御発言をいただいた後、さらに詳細な資料を準備しておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただければと思います。

それから、(2)番でありますけれども、権利の対価であります。長期・安定的に立木を伐採して取得することにより、事業者の方々には利益が増加していくということが想定されるわけでございます。したがって、その増大していく利益の一部について、権利の対価として国に還元をしていただきたいと、このように考えているところです。

続いて、9ページをごらんください。

権利の設定を受ける方の要件でございます。

①番と②番、2つ柱がございます。まず①番ですけれども、これは林業をちゃんとやっていただく技術的な能力があるということと、財務体質が健全であるということが必要かと思えます。これは都道府県が今後公表していかれる意欲と能力のある林業経営者の方々、あるいはそれと同等の能力があると認められる方々を対象にしたいと考えております。

なお、「それと同等の能力があると認められる」という文言を入れておりますのは、専ら民有林では仕事をせずに国有林のみで活躍いただいている事業者の方々もいらっしゃいますので、そういった方々にもしっかりと事業をやっていただきたいという観点から、それと同等の能力がという文言を入れさせていただいているところです。

それから、②番ですけれども、単に意欲と能力のある方々、あるいはそれと同等の方々というだけではなく、そうした方々が国産材の需要拡大に取り組んでいく川中、川下の事業者の方々と連携して活動していただく場合に限り、川上の意欲と能力のある方々に権利を設定していきたいということを考えております。これは、とりもなおさず国産材の需要をちゃんと外側に増やしていただいて、民有林の既存の需要を圧迫しない、供給を圧迫しないという意味で、こうした要件を設けさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、下のほうにイメージ図がございますけれども、個々の事業者の方々にとって、なかなかちょっと単独で応募するには二の足を踏むなといった場合も想定されるかと思いますが、そうした場合であっても、例えば森林組合さんと素材生産業者の方々が一緒になって連携していただいて、共同でサプライチェーンを組んで権利を申請して、基準に照らして適正と認められれば権利の設定を受けていただくような、そういったことも可能にしていきたいと。これによって地域の水平連携も促進していきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、10ページをごらんください。

国有林は何よりも公益的機能の発揮、確保というのが求められているわけでございます。このため、権利の設定を受けた方に、そのまま無秩序に伐採をしていただくということでは全然なくて、まず施業をされる区域の立木を伐採いただく前に、施業の計画というのを5年ごとにつくっていただいて、これを国が認めた場合に初めて伐採できると、そういう仕組みにしたいと考えています。

その際、国は公益的機能の確保のために、現在、国有林でさまざまなルールを設けて施業をしておりますが、それと同じものをしっかりと守っていただくと。具体的には、1カ所の伐採

面積の上限を定めるであるとか、尾根筋、溪流沿いについてしっかりと保残帯を残していただくとか、伐採総量の上限を設定させていただくと、こういうルールを守っていただきます。これによって、公益的機能が損なわれませんし、短期間に大量の伐採が行われるということも回避されるものと考えております。

続いて、11ページをごらんください。

伐採後の造林についてであります。公益的機能の確保、それから資源の循環利用、こうした観点から伐採後の造林を確実かつ効率的に進めていくということが非常に重要です。このため、権利を受けた方に伐採の後、そのまま一貫して再造林まで行っていただくような仕組みについても整備をしていきたいと考えております。

ただし、その際、植えていく木は国の財産として、引き続き国が管理経営をしてまいりますので、その経費については国のほうで支出をさせていただくということでございます。

続いて、12ページをごらんください。

以上が国有林において新たに構築しようとしている仕組みの全体像と各論を御説明いたしました。今度はやはり林政全体の課題であります川上、川中、川下の連携をしっかりと促していくと、こうした仕組みについて説明をさせていただきます。

現状では、川上と川中のそれぞれの事業者の方、こうした方々を対象に私どもは政策を打ってきたわけでございますけれども、課題として、なかなか川下の最終需要が考慮できていなかった、さらには国産材の需要拡大に取り組んでいただくに当たり、運転資金の確保ができていなかったと、こうした問題がございます。

そこでということで、下のほうに新たな連携ということで絵を描かせていただいていますけれども、新たに林野庁として、川下の木材製品の利用者の方々、中小のハウスメーカー、あるいは家具メーカー、木質バイオマス事業者の方々、こうした方々を政策対象として位置づけていきたいと。さらには、川上において、従来は森林所有者が中心であったところ、意欲と能力のある経営者の方々を位置づけていく。川中においても、CLT、集成材等で頑張っている製造者の方々、あるいは流通業者の方々、こうした方々を位置づけていって、しっかりとサプライチェーンをつくっていただいた場合に、事業者の方々への資金供給を円滑化していこうと、こうしたこともあわせて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それで、13ページをごらんください。

以上、国有林の対策、それから川上、川中、川下のサプライチェーンの対策について御説明をいたしました。それらを踏まえまして、今後、次期通常国会に向けて法律案を急ぎ整備を

させていただくことにしております。それに向けてのベースとなる考え方を再整理させていただいたのが、この資料でございます。

まず頭書きのところがございますように、新たな森林管理システムを円滑に進めていくための国有林からの木材供給対策を実施していくと。その際、今後、増加が見込まれる国有林材について、新たな伐採・販売手法を導入すると。以下の方向で法律案を検討するという整理をしております。

大きな1番は、権利の考え方でございます、国有林の一定区域で一定の期間、10年を基本、上限は50年ということでございますけれども、意欲と能力のある事業者の方が立木の伐採をすることができる物権的権利を付与する制度を創設していきたい。

大きな2番は、その権利の対価のところですが、立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえて、利益増加分の一部について、権利の対価として権利の取得時に納入いただくということを考えております。

大きな3番、権利の対象となる方々ですが、意欲と能力のある経営者の方々及び同等の方々であって、投資のみを目的とするような方は対象としないと。その際、中小規模の事業者の方々が水平連携していただくようなことも促進をしていきたいということがございます。

続いて、14ページをごらんください。

4番でございます。対象となる方の要件の続きでございますけれども、やはり民有林からの供給を圧迫しないように、木材の需要拡大を行う川中・川下の事業者の方々と連携していただいた場合に限り、川上の意欲と能力のある方々に権利を設定していきたいということです。

大きな5番、公益的機能のところですが、事業の実施に当たっては、施業の計画をしっかりとつくっていただいて、国が認めた場合に伐採できる仕組みにすると。その際に国の定めさまざまなルールをしっかりと守っていただく。さらに、伐採を仮に違法に行った場合には、最悪この権利を取り消すなどのペナルティー措置についても設けていきたいと考えております。

大きな6番は、再造林を確実に効率的にやっていくということで、権利を受けた方に伐採後の再造林も一貫して行っていただくということです。

7番は、サプライチェーンの関係ですが、新たな木材需要の開拓に資する取組を行う中小川下事業者に対する資金供給の円滑化についても盛り込んでいきたいと考えているところです。

以上が法律案に盛り込むべき基本的な考え方でございます。

あわせて、8番については、これに加えて、これはもう林政全体の課題として、さまざまな

事業の実施に必要な予算について、引き続き確保に努力していくということを書かせていただいているところでございます。

私からの説明は以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、土屋施策部会長から11月中に2回開催いたしました施策部会における検討の経過と、それから主な意見について御報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○土屋委員 施策部会長です。

資料2-2をごらんください。林政審議会施策部会での検討経過と主な意見等というものです。

1ページ目です。

検討経過は、今、御説明があったことですが、平成30年の今年9月10日の林政審議会の本審のほうで、この件について施策部会において集中的に林野庁の検討状況を聴取し、委員から出された意見を林政審議会本審、今日になりますが、に報告するよう、林野庁からの依頼がありました。

御承知のとおり、本施策部会は年次報告、いわゆる森林・林業白書の検討を主な任務にしておりまして、それに加えて今回こういった任務が加わったので、それをかなり短い、11月中の2回の間に並行して行うということになりました。かなり施策部会の委員の方々には、さまざまな御苦勞をおかけしたと思っておりますが、これから御報告いたしますが、非常によい検討が行われたというふうに部会長としては考えております。

その部会での検討ですが、11月13日と11月26日、非常に短い間に2回行いました。

1回目のほうの13日では、林野庁から制度の検討状況の説明、聴取を受けて、さまざまな議論を行いました。さらに、検討を深めるために、さらなる資料作成の依頼、つまりこれは宿題ですね、をお願いして、それを26日までにいただいて、26日に追加資料の説明を聴取して、それについて検討し、その上で林野庁から法案作成に向けた取りまとめ案の説明等も伺って議論をしたところであります。

この議論については、既に13日については速記録も出ておりますし、26日についても、もうたしか議事概要が出ていて、それから速記録についても近いうちに出ることになっておりますので、詳しくはそちらをごらんいただければと思います。

2ページ目に入ります。

ここで、その2回の施策部会で委員から出された主な意見等を紹介させていただいています。それぞれ非常に重要な項目が上がっておりますので、申しわけありませんが、全て逐次読ませていただきます。

その前に、項目ですが、全体としては総論、全体としての今回の提案に対する意見を述べたもの、それから、これが課長からの御説明にありましたが、権利の内容、それから権利設定を受ける者についてというのが非常に重要なので、それについての議論。それから、サプライチェーンということが言われておりますので、川中・川下との連携、さらに国有林として国民の森林としての国有林について重要な公益的機能の発揮についての議論、それからその他、さまざまな議論についても行いました。

それでは、もう一度、2ページ目に戻りまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず総論です。

主な意見等としては、まず平成25年度の一般会計化以降進めている「国民の森林」としての管理経営が変更されるものではないという御意見。それから、本制度は、林業経営者が長期的に安定した事業を確保できる政策であるという評価。それから、川下関係の民間事業者の中でも長期・安定的に施業できることは歓迎との意見がある。この仕組みを使って川下への供給を安定化してほしいという評価ないしは要望。それから、一定規模の事業量があれば雇用が確保しやすく、本政策は担い手対策にもなるため、期待しているという評価などがありました。

次に、権利の内容です。

権利の内容については、ここでは5点挙げております。まず物権的権利の内容、他の類似の権利との違い等について示してほしい。これについては、私の説明の後に課長のほうから御説明があると思います。権利設定の期間や規模など本スキームのモデルを示してほしい、これについてもそうですね。計画を認めた上で伐採させるということだが、違反した場合のペナルティーは設けないのか。これについても、もう既に御説明があったところでもあります。それから、権利の移転は可能か。さらに、対価の支払いはどのようにするのかといったような、さまざまな質問項目が上がりました。

それから、権利設定を受ける者についても、本制度が投資目的・転売目的などで利用されないか気になる。これについても既に御説明があったところですが、そのような意見や、資金が潤沢な企業が権利を得てしまい、地域の森林組合や素材生産業者が圧迫されてしまうのではないかという懸念。さらに、意欲と能力のある林業経営者の能力については、具体的にどのような能力を求めているのかといったような詳しい説明の要望などがありました。

次ページ、3ページ目に行ってください。

川中・川下との連携についてです。

ここでは2点挙げておりますが、民有林を圧迫しない者とはどのような基準で判断するのかという御質問。それから、川中・川下とのサプライチェーンをつくることはよいことだが、実行段階での検証はどうするのかといったような質問が出されております。

さらに、公益的機能の発揮については、権利設定を受ける者には公益的機能の発揮について知識が必要ではないかという御意見ないしは質問。それから、公益的機能の維持が必要であり、きちんと守られているか国が監督すべきという御意見がありました。

その他、今のものに分類できないものとして、ここで5点挙げております。

国有林材のうち、どの程度が今回の制度の対象となるかという範囲の話ですね。今後のロードマップ、法案の提出も含めたロードマップを示してほしいという御意見。それから、公平性、透明性の担保についてどのように考えているのか。PDCAサイクルを回す上で、外部の意見を聞きながら行うべきという意見。それから、地域への影響が大きく、都道府県や市町村の意見を聞くべきではないかという御意見。さらに、サプライチェーンをつくるための製材工場等の設備投資には、国からの支援が必要であるという御意見などが出されております。

今回の検討は、まだ法案提出前で内部での検討が続いていること、それから関係各方面との折衝等も途中であること等から、実際事務局としてお答えがしにくい部分もあったかと思うんですが、それから、部会としても非常に短い間に白書との検討とあわせてやったことから、時間や検討期間が非常に限られたということがあります。その中で、しかし限界はあるわけですが、さまざまな疑問点、課題点について、一応検討することができたと考えております。事務局からも、部会として納得できる形で御説明をいただけたというふうに考えております。

その御回答の内容については、課長のほうからお願いいたします。

○鮫島会長 よろしく申し上げます。

○吉村経営企画課長 では、また私のほうから、今、土屋先生から御紹介いただきました施策部会における御議論を踏まえた現時点での考え方について説明をさせていただきます。

資料2-3をごらんください。

まず1ページです。

左側にいただいた御意見、それに対する考え方を右側に整理をしております。

1ポツ目と2ポツ目については、別紙で説明させていただきますので、ちょっとページが行ったり来たりする点、お許してください。

まず1ポツ目の物権的権利の内容、他の類似の権利との違いについてでございます。これは恐縮ですけれども、2ページの参考1をごらんください。

既存のみなし物権との関係性に整理であります。

まず、物権、これは民法上の制度でございまして、物に対して排他的、独占的に支配できる権利ということであります。他方で、みなし物権というのは、個々の政策を実現するために個別の法律において、その内容、手続等が定められているものであって、これを物権とみなすというふうに個々の法律において規定されているものです。

我々がさまざま参考にさせていただいたものの中に、鉱業権、それから漁業権がございます。鉱業権は、念のためですが、地中にある金属であるとか石油、石炭、天然ガス等を採掘する権利でございます。私どもが今考えている権利の内容と、それぞれ評価軸として権利内容、区域指定の方法、権利付与の方法等の観点から整理をさせていただきました。

まず権利内容については、全て共通して独占して何かを行うことができる権利であるということでもあります。

それから、区域の有無、指定方法ですけれども、これもそれぞれ鉱業権には鉱区がございます。漁業権には漁場の区域がございます。我々も国有林において一定の区域を設定いたします。その設定、指定の方法は、大臣、知事が定めると、鉱業権、漁業権ではなっております。我々も大臣が設定をしていくということでございます。

権利を付与する方法ですけれども、これもいずれも行政処分として鉱業権は許可、漁業権においても許可ということです。我々も大臣が権利を設定していくということでございます。

次に、権利の対価であります。これについては、鉱業権も漁業権もございません。私どもは先ほど来御説明しているように、対価をいただこうと考えております。これについては、鉱業権については、鉱物の供給というのが我が国の産業経済の発展上、非常に重要な、極めて公益性が高い行為であるという観点から、対価は取っていないというふうに承知をしておりますし、漁業権については、もうかなりの昔から慣例的に行われていた仕組みを、この法律として改めて整理をしたという経緯があつて、従来からその権利料は取られていなかったということから、それをそのまま法律の中に整理されたと、権利料はなしということで整理がされたというふうに承知をしております。

他方で、我々については、国有林内の立木を一定期間独占して伐採していくことができるということで、事業者の方々の利益が増加していきますので、その増加していく利益の一部については、権利の対価としていただいきたいというふうに考えています。

存続期間、これも違いがございます。鉱業権については上限がございません。これは土の中なので、掘ってみないとどれだけの資源が実際あるのかわからないというのがございます。それから、漁業権については5年または10年というふうになっています。これは、海は誰のものでもないかわりに、みんなが利用できるものであって、レジャー的な利用も含めてさまざまな調整が定期的に必要であるという観点から、こうした年限が設けられていると承知をしております。

我々については、意欲と能力のある方々が基本的に対応していただける規模ということで10年を基本、ただし上限としては50年までは可能となるように設定をしていきたいと考えております。

その他、排他性、これはいずれもでございます。他者に邪魔されずに行為を行うことができるということです。

それから、権利行使の規制方法についても、鉱業権については大臣が認可、漁業権については知事が認可、私どもの場合も施業の計画を国が認めるという場合に初めて実行ができるという仕組みになっているところです。

それから、戻っていただいて1ページの権利設定に関するモデルということで、すみません、これも3ページにまた飛んでいただいて、恐縮です。イメージ図がございます。

民有林については、既に新たな管理システムにおいて意欲と能力のある方に集積していく仕組みが整いました。そこで、今回はそうした仕組みをさらに後押ししていくという観点から、国有林において、この青い部分ですけれども、あるまとまった人工林において、森林組合、素材生産業者、自伐林家等の方々に権利を設定していきたい。10年を基本、数百ヘクタール、年間数千立米ぐらいの規模を標準と考えております。大規模な木材需要が見込まれる場合は、区域面積に応じて長期の期間も検討していきたいということでございますが、こうして材が流れてくるに当たり、下にサプライチェーンのイメージがございます。上側は、まず国産ツーバイフォー、あるいはCLTの活用によって、新たな国産材需要の開拓に取り組まれるハウスメーカー、工務店さんがあると。こうしたハウスメーカー、工務店さんに製品を供給していく、そのためにラインを増設したり、あるいは工場を新設していく製材工場があると。そうした製材工場に川上の意欲と能力のある方々が素材を供給していくと、こうした流れが一つ想定されようかと思えますし、下のほうはバイオマス事業者、これも需要量が増加してきております。こうしたバイオマス事業者の方々に原料を供給していくチップ工場、こうしたチップ工場に川上から素材を供給していくと、こうしたパターンが想定されるのではないかとということを念頭

に置いているところでございます。

では、また恐縮ですが、1ページに戻っていただいて、ペナルティー、3ポツ目ですけれども、先ほど御紹介いたしました権利の取り消し、一定期間、他の区域で権利者となることを禁止する等を検討していきたいと思っています。いきなり、この取り消しという場合もあるかもわかりませんし、まずは国がしっかりと調査をして、事情を聞いて、指示をして、それでも改善が見込めない場合は取り消しといったパターンも発生し得るかと考えています。

それから、権利の移転についてでありますけれども、これは基本的に政策の目的として、意欲と能力のある方々にしっかりと活躍をしていただく、そうした方々を育成していくということが目的でございますので、権利の移転先が移転は可能なわけですけれども、移転先の方がしっかりと林業を営む、いわゆる意欲と能力のある経営者に該当する方で、かつ川中・川下の事業者の方々と連携いただく場合、そうした場合に限り大臣が認めるという形にさせていただきたいと思っております。

権利の対価、ここはもう先ほど御説明をさせていただきました。

続いて、4ページに飛んでいただけますでしょうか。

権利の設定を受ける者ということで、投資目的・転売目的の観点、それから地域の事業者の方々が圧迫されてしまうのではないかとという観点でございますけれども、これも基本的には、まず意欲と能力のある林業をやる力がちゃんとあって、かつ川中・川下としっかりと連携いただく方ということに限られてまいりますので、投資のみを目的とする方は対象になりませんし、その規模の面でも、地域の森林組合等の皆様がしっかりと対応し得る規模ということで、設定期間は10年程度、面積としては数百ヘクタール、生産量としては数千立方メートルというのを基本として考えていきたいと考えておりますし、さらに単独で困難な場合であっても、水平連携をしていただくことによって対応していただけるように、そうした制度としていきたいと考えております。

それから、意欲と能力のある経営者の要件は具体的にどういうことかということでもありますけれども、これについても森林経営管理法上の意欲と能力のある経営者の方々の要件、あるいはそれと同等の能力があると認められる方ということで考えております。基本的には、生産量を増加していく目標があると、あるいは省力化、低コスト化に取り組んでいると、主伐と再造林がきちっとできる体制があるとか、経理状況が良好であるとか、安全教育をしっかりとやっているとか、そういった観点から評価をされるものであります。

次に、5ページでございます。民有林を圧迫しない者というのはどういう基準で判断するの

かということでありませけれども、まず、そもそも区域設定の段階から国産材供給量の増大へのニーズがある地域であると、そして民有林と連携して林業・木材産業の振興を図ることが可能な、そういった地域を設定させていただきますし、繰り返しになりますけれども、新たな需要拡大を行う川中、川下の事業者の方々と連携していただいた場合に限り、初めて権利を設定させていただきます。

次の御意見が、サプライチェーンの実行段階での検証についてであります。川上から川下まで連携いただく場合に、その計画を申請いただく段階、それから5年ごとに提出をいただくと、それから事業の実行結果について国に報告をいただくとともに、必要に応じて国が調査をさせていただきますと、そういったことで検証をしていきたいと考えております。

次が公益的機能の関係でございます。権利設定を受ける方には、公益的機能の知識が必要ではないか、あるいは国がしっかりと監督すべきという御意見でございます。これも前提として林業をやる能力がしっかりある方ということ、まず対象にいたします。したがって、山を見る目がちゃんとある方ということになります。その上で、ルールにおいてしっかりと計画をつくっていただいて、国がそれを見させていただいて認めた場合に初めて伐採ができると。それから、現行の国有林のルールについても、しっかりと守っていただき、これも実行結果をしっかりと報告いただいて、跡地の検査も行うと、こうしたことで公益的機能の発揮を担保していきたいと考えております。

続いて6ページをごらんください。

1ポツ目が国有林材のうち、どの程度が対象になるのかということですが、まずベースの部分としては、今やっている立木販売、システム販売、こうしたものはしっかりと続けてまいります。今後、国有林材の供給を増加していく中で、その一部において、今回の新たなスキームを導入していければというふうに考えているところでございます。

今後のロードマップです。年が明けて2月から3月には法律案として閣議決定をいただき、国会に提出させていただくべく鋭意作業をしてまいりたいと考えております。その後においては、国会での御審議にかかってくるわけでございますけれども、会期中に成立にいただけるようにしっかりと説明をしていきたいと思っております。もし成立いたしますれば、32年4月から施行されるようにということを念頭に置いております。

次に、公平性、透明性の担保、外部の意見に関する御意見であります。オープンな形で事業者の選定を行うということが重要かと思っておりますので、公平性、透明性を確保することと、PDCAサイクルが確立されるような運用を工夫させていただければと思っております。

次に、都道府県、市町村の御意見を聞くべきという御意見については、これについても御地元の意見が反映できるように、仕組みを検討していきたいと考えているところです。

最後になりますが、サプライチェーンをつくるといっても、やはり国の支援が必要ではないかという御意見については、必要な予算をしっかりと確保できるように、毎年要求に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

まず、土屋施策部会長を初め、施策部会の委員の方々には、11月に2回、本当に集中的に審議をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。それから、事務局の方々にも、この件に関して大変誠意を持って対応いただきましたことをお礼申し上げます。

それでは、ただいま説明をいただき、それから事務局のほうからそれに対しての検討報告も御説明いただきましたが、新たな森林管理システムを円滑に進めるための国有林からの木材供給対策についてという件につきまして、委員の方々から御意見をいただきたいと思いますが、まず施策部会の委員の方々には相当もう御議論いただいたということで、それ以外の委員の方々に、まず何か御意見をいただければなと思います。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員 いわゆる長期であり、しかも大ロットの契約をしていくと。その中において、対象者は中小企業者ということでございますよね。規模が数百ヘクタールであり、年間の伐採量が数千立方メートル、数千立米ということですから、ではこの方々に権利を与えることが現行の、いわゆる供給に、民材からどれほど圧迫するかという問題が実は1つあるんだろうと思います。中小企業者ということに限定した場合です。

問題は、やっぱり大企業、大きなロットで、例えばCLTの新工場を設立するから月に1万立米使わせてよとか、もしくはツーバイフォーの工場をつくれますよとか、その周りの材を供給してくださいと、こういう形のものであれば、まさしく新規事業だし、圧迫につながらない方法であることは明確だと思います。

これに対して、それをどなたに権利を与えるかというのをチェックしていくのは、極めて容易ですよね。工場がつくられるとか、そういうことですから。ところが、中小企業者のやつですね、果たして今の構造から見ますと、中間にはまっています、いわゆる製材工場、これはもう小規模から、中小規模から大規模へ移行している最中で、もう大規模に集約されていく可能性が高いですね。中間の、いわゆる製材業者ですね。ところが、工務店その他というのは、ま

だまだこれはやっぱり需要がございますし、中小の工務店が中心の木造住宅ということに関しては中心になってくるのだらうと思います。

ところが、ここには新規需要を生み出す能力はないと私は考えます、中小事業者にですね。そうすると、同じ基準、先ほどの大企業の、いわゆる新たなシステムをこれで、新たな権利に基づくシステムをつくっていこう、サプライチェーンをつくっていこうというのと、この中小企業者向けのものと同じ基準で判断したのでは、中小企業向けのサプライチェーンなんてできっこないですよ。

ですから、その辺のところは、基準の持ち方というのを少し検討していただければいいのではないのかなと。いわゆる、本当に今までの民有林の供給を圧迫するようなものと、それから中小企業者向けで大した量じゃないよね、新たな需要につながらないかもしれないけれども、この辺についてはサプライチェーンと認めましょうとか、そういうような考え方を導入していかないと、相手が中小企業者であれば、この政策の相手が中小企業者であれば、その辺の判断基準をもう一度考えていただく必要があるのではないのかなというふうに感じました。

以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

現場の状況に基づいた大変貴重な御意見だと思います。ぜひお答えいただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 貴重な御意見ありがとうございます。

私どもの今の政策の意図は、まず一義的には現場で頑張っていただいている意欲と能力のある森林組合、素材生産業者等の皆様をさらに育成していきたいというところがございます。その際に、材が市場に無秩序に流れるのではなく、川中・川下の事業者の方々としっかりと連携をしていただいて、今の外側に既存の需要を圧迫しないように需要をつくっていただく中で、そうした新たな需要に供給いただくということを一番の基本に考えております。

ただ、今いただいた御意見は、そのあたりを実際問題としてどこまで厳格に求めていくのかという、いわばさじ加減の問題にもなってこようかと思えます。基本的な政策の理念、考え方の中で、実際に現場の中小の事業者の方々が、どういうことであれば対応できるのかということとをこれからしっかりと精査をして対応させていただければと思います。

ただ、今、吉川委員のほうから御指摘があったように、なかなか中小の方で難しいのではないかという問題については、まさに今日御紹介させていただきました水平連携、川上も川中も川下も中小の方々がさまざまな主体と連携して、しっかりと大企業に負けないような対応をしていただくということも可能にしていきたいと考えておりますので、極力そうした中で、地域

で頑張っていらっしゃる中小の方々をしっかりと育成していけるような制度ということで、詳細を検討させていただければと思います。

○鮫島会長 もう一つ……、補足説明ですか。

○小坂国有林野部長 ありがとうございます。

今回の仕組みは、まず素材生産業者とか森林組合とか、山側の地域で頑張っているの方々、そういった方が核になります。そうした人がどんな人とサプライチェーンを組むのかというのは、委員御指摘のとおり多様だと思っています。もしかしたら、新しいCLT工場とサプライチェーンは組むかもしれないし、合板工場に安定供給するかもしれないし、さらにはそういう方々が川中の製材とか工務店と連携して、例えば今まで外材を使っていた工務店さんに新たに国産のはりを使うとか、そういった事業展開に合わせていくとか、例えばツーバイについて、新たにスギを導入するとか、いろんなパターンのサプライチェーンが出てくると思っていますので、そこは出てきたサプライチェーンをどう評価するかというのは、吉川委員御指摘のとおり、実情に応じた形で変に不公平にならないような形でやっていきたいなというふうに思います。

○吉川委員 実は、これを見させていただいた時点で、今のおっしゃるとおり、中小のいわゆる工務店は、もう既に60%ぐらい国産材を使っていますよね。使われていないのは、例えば横架材であり、横架材の部分、輸入材を使っている部分を例えばスギに切りかえると、こういうようなことができてくるのであれば、これは可能性があるのかなという気はいたします。

ただ、それによって、ではサプライチェーンを組むほどのものになっていくのかなと、中小事業者の場合です。大事業者、大規模事業者であれば、まさしく林野庁さんがおっしゃっているような、従来の需要の外側の新たな増える部分の、いわゆる供給をこのシステムによって行うということが可能だろうなという気がいたします。

それと、いわゆるトレーサビリティの問題ですが、先ほどちょっと申し上げかけていたのですけれども、中間の、いわゆる製材工場というのは、かなり大規模化されつつあります。これはいろんなものを引き受けているわけで、ではここから来た材だけを分別して、こういうふうに流しましたというのが果たしてできるのでしょうか。今の言ってみればFITの関係だけでも大変苦勞されている、これは置き場を変えとか非常に苦勞をされているような状況がございますし、現実には、ではそこを峻別してトレースしていくということ自体が不可能に近いのかなという、トレーサビリティの問題でいえば、小規模な相手のトレーサビリティです。大規模のほうは当然のことながらできるだろうと思います。

需要を圧迫するのは、まさしく大規模なほうですから、これのトレーサビリティ、もしくはその規制の問題、いわゆるサプライチェーンの見方というのは、これは厳しくやっていくのが当然だろうと思いますが、中小のほうについては、やっぱりもう少し考え方を柔軟に持っていただくのがいいのだろうなど、改めて思った次第です。

○鮫島会長 非常に貴重な意見だと思います。

私も同じようなことをずっと考えてきて、やっぱり新たな需要を拡大できるのは、やっぱりCLTにしてもツーバイフォーで国産材にしても、国が言っているものは、やはりある程度大きなところじゃないと、なかなか対応が難しいのではないかなと思います。それはそれで一方すごく重要ですが、やはりこの制度で、一方で中小ということをすごく強調されていて、それは地域ということで、この制度が結果として地域の雇用や、それから地域の活性化、ある拠点が地域の中にできてくるということを目指しているのだろうと思うんですね。そこをどうやってつなぐか。

だから、「新たな需要」という言葉を余り強く何かに限定し過ぎると、非常に首を絞めてしまうのではないかなと思うんですね。だから、その辺はどこに重心を置くか、体重を乗せるか、その辺は少し整理が必要なのかなというふうに思っていました。

何かコメントをいただければありがたいと思います。

○渡邊林政部長 いろいろ御意見をいただいて恐縮でございます。

需要のほうは、これもかなり言われていることですが、人口減が予定されておりますので、従来の需要先である新規住宅がどんどん減っていくということですから、地域の中小の製材業者の方々も、今のまま、そのまま同じことをやっていたらパイが少なくなってしまうので、商売がなかなか成り立つのが難しくなるということもありまして、林野庁としては、先ほど来お話が出ているような非住宅とか中高層ですとか、そういうところに需要を拡大してほしいと。

現状において、確かにそういうところに出ているのは、今、大企業の方々が中心で動いているのはそうですが、そのままだと、まさに大企業の人しか生き残らなくなるわけですね。それでは困るので、中小の人たちも今からそういう努力を我々としてはしていただきたいと思っておりますので、国有林が材を提供するためには、中小の方々がそういう努力をされた人から国有林を提供して、そういう人たちを育てていくということを考えているということなので、ここで中小は全然違う基準ということになってしまいますと、結局それは優しいようで、将来の社会変化に対して結局努力をしなくても国有林から材が出てくるみたいになってしまうと、

そこはちょっといかがなものかなと僕なんかは思っております。

○鮫島会長 それでは、船曳委員、よろしくお願いします。

○船曳委員 今までの御意見、皆様の御意見は、本当にそれなりに十分理解させていただけました。

とりわけ、鮫島会長の新たな需要というものを強調し過ぎると、非常に今後50年後、100年後を考えたときに、本当の林業としてどうなのかという、またいろいろな問題も起こしていくと思うんですね。

その端的なところが、恐らく資料2-1の5ページだと思うのですが、課題として、川中・川下が求める需要量を安定的に供給するということに、対応の方向ということで、川下のCLT等製造業者や、それから木質バイオマス事業者など二次利用者として政策の対象として考えたかどうかというふうに書いてあって、ちょっと私、このところが疑問なんです。

CLTは当然、海外のCLT、輸入材に対して価格的に対抗していかなければならないとなると、先日、CLTの促進のために日経BPが木材活用フォーラムというのをやっていたんですね。表向きはちょっと違ったのですが、最終的にはCLTをどんどんやっていきましょうと。いわば地産都消といいますか、都心部で木工造の中高層を建てていきましょうと、そういうことを推進するような内容だったのですが、ここで言われていたのが、いわば建築のための森林ということが出てきました。何かというと、薄利多売、安く出してくれよという話なんです。

これが民有林だったら買ったたかれるという話になるのですが、国有林ですと適切な材の提供という話になると思うのですが、それは、私はちょっと後の話になりますが、国有林をそのように大量消費していくというのは、何のためかということと再生林のためだと考えれば、うなずけなくはないのですが、果たして今の話の流れからいうと、この5ページのところに対応の方向として「川下のCLT等製造業者」と書くべきなのかと。考え方そのものとして、もっとそれぞれの地域において、まとまりある国有林の材の利用の方法ということ、知恵を出し尽くすべきであって、新たな需要というのを大量消費のほうにばあんと持っていくというのは、これは自然の流れで経済合理性でもって、そちらへ流れるんだったら民有林で十分流れていくと思います。

我々の財産である、国民の財産である国有林をそちらのほうに流すというような印象を持たれるのはいかがかなというふうに思いました。

また、後ほどちょっと発言させていただきます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

大変重要なポイントを指摘いただいたと思いますので、ぜひコメントいただきたいと思いません。

○吉村経営企画課長 ありがとうございます。

まず、この施策の目的が、あくまでも意欲と能力のある経営者の方々を育成させていただきたいというところに一番の力点がございます。そうした中で、ではそうした方々がこれから増えていく需要に向けてどう供給していき得るのかを考えたときに、川中・川下としっかりとサプライチェーンをつくっていただいて、川中・川下の方がそれぞれ国産材の需要増大に向けて御努力いただくことが重要であろうという観点から、この中でもCLT、あるいは中小生産者、住宅生産者の方々、こうした方々も国産材をよりたくさん使っていただきやすいように、政策対象として組みさせていただきたいなということを考えているところでございます。

我々は、今、船曳委員からお話がありました先般のフォーラムにおいて出たような、建築のために森林をとにかく安く買いたたくような、そうした考えとは真逆の考えでもってこれをやってまいります。

国有林材も、これは国民共通の財産ですので、安くたたき売るということでは決してなく、むしろしっかりとした適正価格で買っていただくことによって、それが周りの民有林にも波及して、民有林の山元価格の上昇につながっていくような、そういうスキームにしていきたいということが基本的な考えでございます。いろいろとありがとうございます。

○鮫島会長 それは本当によろしく願いいたします。

○猪島木材産業課長 すみません。今、船曳委員からお話のあった日経BPのフォーラムについては、私は出席しておりませんが、出席した職員から概括報告は受けております。

ただ、いろんな御意見がある中のパネリストの一つの意見ということではありますが、総括的なコメントとしては、やはり山元へ還元をするということで、川上、川中、川下が連携してやるというのは、取りまとめになっていたように思います。

○船曳委員 違います。

○小坂国有林野部長 ちょっと補足させていただきますと、我々がこれからやっぱりやりたいのは、当然国産材の需要を増やして、4,000万立法に向かっていくのですけれども、そのときに先生御案内のとおり、山から出た材は、いわゆるA材、さらには曲がりのあるB材、さらにはそれにも至らないC、D材と、そういうものが出てきます。そういうものをトータルで使えるようなことをしていきたいと思っております、例えばCLTというのは、いわゆるB材の代

表選手のようなことですし、集成材もそうですし、そういう人たちにも頑張ってくださいまし、さらにはA材、それは特に今後、中小の地域の工務店の皆さんとの連携のような形であるとか、あとは内装とか、そういうところでA材の需要も家具もございます。

そういうトータルの中で、最大適正というものを目指していくということなので、CLTを、薄利多売という言い方はちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、そういうものを一緒になってトータルのベスト、ベターを模索していくということかなというふうに思っておりますので、ちょっと補足させていただきます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

まだ船曳委員は御意見があると思うのですが、ほかの方で。

横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。

施策委員会、小委員会にも出たかったですけれども、参加できませんでしたので申しわけありませんでした。

これは、国有林のまとまった人工林の皆伐をしていくという、数百ヘクタールの計画地をつくっていくというのは、環境づくりの仕事としても大変なインパクトがあるのではないかなと思っておりますけれども、質問というか意見としては、そういう大きな環境に人員を加えることで、いい応答もあると思うのですけれども、例えば鹿のようなものがそこでまた頭数を増やすとか、起こってほしくない応答というのものもあるかもしれないので、公益の確保のための、この数百ヘクタールの計画地のモニタリングの方法というのを、誰がどうやってそれを担っていくのかという、そこをお考えいただきたいというのがリクエストの一つです。

それから、せっかくのこの機会に、今まで国有林の人工林は鬱閉していくばかりという時代が少し続いたと思うのですけれども、伐採後の人工林を再生させる際の国有林の木材生産の目標林型は一体、今後どういうものになっていくのかという、これについては今、混交林化などを進められていらっしゃるし、できるだけ低コストで将来のどういう樹種が希望されるかがうまく読めない時代の中で、将来の国有林の目標林型の中で、できるだけ多様性の高い樹種が収穫できるような、何かそういうものが必要なんじゃないかと思うので、これらの2つの点については、局や所の方々の計画への関与の仕方の作り方というのが大変大事だと思いますので、その環境づくりの仕事にしていくために工夫というのでも織り込んでいただきたいという、これはリクエストであります。

以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございます。

また別の観点から、非常に重要な御意見をいただいたと思います。

それで、今回進めようということが今後の国有林のあり方のロールモデルになると非常にいいと思いますし、それがさらに民有林まで波及していくという、そういうきっかけになるということは非常に理想だと思うのですが、御意見、コメントをいただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 貴重な御意見ありがとうございます。

まず環境へのインパクトの関係でありまして、よい応答、悪い応答、特に鹿を例示として悪い応答として御発言をいただきました。

まず、これはあくまでも国有林の管理経営は国の責任のもとで一元的に行ってまいります。今回のこの仕組みは、伐採という、いわば限定された行為について、この事業者の方々に権利を与えようというものですので、全体の管理経営は、その地域も含めて国がやります。そういう中で国が長期的にモニタリングをしてまいりますし、森林計画との整合もとってまいります。

仮に鹿対策が必要になるような場合、鹿の大量な出没が懸念される地域でそもそもやるのかという問題はあると思いますけれども、基本的には、そういう林業的に循環利用がしっかりできそうな山ということを、まず前提に選ばせていただきますが、仮に鹿対策が必要になる場合についても、国の責任でまず捕獲を進めながら、必要に応じて防護手段をとってまいりたいと考えております。

それから、森林計画との関係、将来に向けてどういう林型にしていくのかということでございますけれども、基本的には、例えば混交林化であるとか広葉樹林化していくような山ではなく、将来にわたって循環利用していく山というのをまず対象にさせていただきます。そういった中で、伐採後、どういった樹種を植えていくのかというのは、まさに現場の知恵も働きながら検討していくことになろうかと思いますが、やはり林業用の樹種として適したものを植えていくのかなど。

ただ、ここでも繰り返しになりますが、既存の森林計画の体系としっかりと整合をとってやっておりますので、森林のさまざまな機能に支障が生じないように努めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

私は進行係としての立場もありまして、今日は12時めどということで、あと1分ちょっとぐらいしかありませんが、まだ発言いただいていない方で、これだけは短目でもいいから……。

では、手塚委員、よろしく申し上げます。

○手塚委員 ちょっと細かいことになってしまうんですけども、資料2-1で、先ほどの水平連携のところ、9ページ目ですね。ここでは「地域の」という言葉が出てきていたのですが、それ以降の御説明の部分では、特段、地域について言及がなかったように思いました。

その地域というのをどれぐらいの範囲で考えていらっしゃるのか、それを実際に法案にしていく際には、ある程度言及をされるのかというあたりが、ちょっと気になりました。

○吉村経営企画課長 ありがとうございます。

基本的には、まず川上側の事業者さん、これはそれぞれの現場、現場で今、現に活躍されている方々が、引き続きこうした新たなスキームの中でもしっかりと活躍いただけるようにという意味で、「地域の」という言葉を使わせていただいております。

他方で、ではどのエリアまでが地域なのかということについては、特段明確な定めはございませんし、なかなか法律の中でそこを限定するという事は難しいかと思っています。ただ、基本的に、まず大臣が国有林内の一定の区域を設定して、その区域で仕事をいただく方を募集すると。手を挙げてきていただいた方々の中で、しっかりと川中、川下とも連携いただきながら、新たな需要に対して問題なく適切に供給いただけると、そういう方々を選ばせていただくこととなります。その際に林業をやる能力がしっかりあるのかとか、そういった点でも見させていただきますし、さらに、その方がそれぞれの仕事をされる地域において、どの程度親和性を持って仕事をしていただくのか、どの程度貢献いただくのかといったことも選定の際の評価にさせていただくということも念頭に、これから詳細を詰めていければと思っています。

○手塚委員 そうしますと、加工と二次利用に関しては、現場の地域性というのは問わないという理解でいいですか。

○吉村経営企画課長 やはり木材の需要というのは、川下に行けばいくほど、ある特定の山と地理的に密接な範囲で結びついているわけでもございませんので、それはいろんな地域の事業者の方々が、ここでは対象になってくる可能性はあると思います。

○鮫島会長 時間がもう来てしまいましたのですけれども、本当に地域は便利な言葉ですが、何をもって地域というのか、実は曖昧なところがあるのですね。ですから、その辺はやっぱり曖昧にしておくということも大事な部分があるので、それはやっぱり、その地域という言葉はどう生かすかということかなというふうに、一方で思います。

それで、時間が今もう12時を回ってしまったのですが、一応12時でやめる方向ですが、既に過ぎているし、今日は審議会の今期の最終回ということもありまして、長官、5分ぐらい伸

ばしても大丈夫ですか。

○牧元林野庁長官 大丈夫です。

○鮫島会長 では、長官は5分ぐらいなら伸ばしてもいいということなので、短い御意見を。
では、田中委員、お願いします。

○田中（信）委員 施策部会の人間として、この議論にたくさん参加させていただきました。
すばらしいシステムだという具合に思いますし、林業経営者にとってみれば非常に魅力的な仕事になるんだという具合に思います。

そういった中で、やっぱり意欲と能力のある林業経営者というところで、大きくクローズアップされるのは森林組合であろうかという具合に思います。森林組合は、今まで補助金であったり、それまでいろいろいただいておりますから、ぜひとも森林組合改革をしていただいて、効率のいい森林組合を目指していただく、こういう施策をきっかけに、やはり森林組合は近代的になっていただいて、山元にお金が返るようなシステムにぜひともしていただきたいということで、このチャンスを逃がさないように、よろしく願いいたします。

○鮫島会長 貴重な御意見ありがとうございました。

私も全く同じ考えで、森林組合だけじゃないのですが、中小というので、やっぱり中小の集まりの能力を生かしていく、その組織を生かしていく、地域を育成していくということは、すごく大事かと思えます。

先ほど林政部長が御懸念されていたのですが、新たな国がそういう補助の仕組みをつくるというのではなくて、やっぱりこれは育成に使っていく。そういう意味では、いろいろな資格制度、例えば技術士の制度もありますし、それから地域林政アドバイザーという仕組みもありますし、いろんなそういう資格を持った立場の人をそこに投入して、全体を育成していくということが大事なんじゃないかなと思います。

それで、船曳委員、もう一つ何か……、ごく手短にお願いします。

○船曳委員 すみません、いろいろ申し上げたいことはあるのですが、1点。

資料2-1の12ページの新たな連携というところで、川上、川中、川下という図、イメージになっております。これはぜひ、川上は林業組合を初めとして、本当に山を守ってくださいということでわかるのですが、川中、川下という分け方をやめていただきたい。川下からも川中に入ってきていますし、川中、川下と、しかもこの連携は真ん中に川中を入れなければならないようなイメージになっておりますので、この図は変えていただきたいと思えます。

○鮫島会長 御意見として、もうお答えする時間もないと思えますので、ぜひ考えていって

ただきたいと思います。最終的に連携すると全部つながってくるような気もいたしますが。

大体お約束していた、長官からいただいた5分も使ってしまいました。

ということで、それでは、今後の法案作成に当たっては、これまで林政審議会と施策部会での意見をたくさん委員の方からいただきましたので、これを十分に踏まえていただければというふうに願っております。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、本日は今期2年間の最終の審議会ということで、この2年間、実は非常にたくさんの施策が打たれてきて、これからそれが、来年は新たな森林の管理システム、森林経営管理法も動きますし、それから森林環境譲与税も動くということで、いよいよ、やはりこれからいろいろな大きな動きが出てくるということで、ぜひこれまで議論してきたことを生かしていただければというふうに願っているわけです。

また、この2年間、活発な御議論をいただきました。委員の方々には、この場をおかりいたしまして改めて御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日はお忙しい中御出席をいただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時07分 閉会